

訪日教育旅行受入促進について

< 訪日教育旅行受入促進検討会設置の経緯 >

外国の若者に日本の魅力を知ってもらうと同時に、日本の児童生徒の国際理解を深める訪日教育旅行の円滑な受入を促進するため、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)及び「日本再興戦略 改訂2015－未来への挑戦－」(平成27年6月30日閣議決定)において、**2020年までに訪日教育旅行の受入者数を2013年の約4万人から5割増にする**との新たな目標を掲げた。

< 訪日教育旅行受入促進検討会報告書 >

観光庁と文部科学省が連携して平成27年7月に本検討会を設置し、同年10月に報告書を取りまとめ・公表。今後、本報告書に基づき、訪日教育旅行促進のための具体的な取組について検討・実施する。

【訪日教育旅行受入促進のための具体的方向性】

① 地域の観光部局における調整・相談窓口の構築

観光部局が地域の中心となって情報を集約して受入側と来訪側をマッチング等を実施

② 観光部局と教育部局の連携

相談窓口を中心とする受入れに係る具体的なフローを検討・作成することで役割分担を明確化するとともに、観光部局と教育部局の共通理解の醸成

③ 海外と地域をつなげる一元的窓口の設定

日本政府観光局(JNTO)をマッチングの一元的な相談窓口として位置づけ、海外のニーズを地域に紹介

④ 財源の確保

地域の調整・相談窓口の運用のために必要な人員・予算の確保

⑤ 通訳の確保

地方自治体で雇用している通訳や地域人材の活用など、受入れ側の教員の負担を減らす方法の確保

⑥ 訪日教育旅行に対する理解の促進

JNTOによる海外の学校関係者等を対象としたセミナーの開催や学校関係者等の招請

海外のニーズ把握や受入側学校との調整において配慮すべき事項の発信 等

※ 文部科学省では、訪日教育旅行を「引率者と児童生徒で構成される団体等で学校を訪問したものを指し、研修旅行・留学など個人的なものは除く」と定義。海外からの教育旅行は日本における修学旅行と比べ、一般に学校訪問を含むことが多い、希望者のみが参加する、といった違いが見られる。